

証券コード 3366

平成28年 5月12日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目 8 番 9 号

株 式 会 社 一 六 堂

代表取締役社長 柚 原 洋 一

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年 5月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区京橋一丁目10番 7 号 K P P 八重洲ビル12階
A P 東京八重洲通り
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- | | |
|----|--|
| 1. | 第22期（平成27年 3 月 1 日から平成28年 2 月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 2. | 第22期（平成27年 3 月 1 日から平成28年 2 月29日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件 |
| 第 5 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第 6 号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第 7 号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<http://www.ichirokudo.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の財政政策や日銀の金融政策を背景とした大企業の収益改善や雇用環境の好転等により、緩やかな回復基調が続く一方で、人手不足による労働コストの上昇やアジア新興国等の景気の下振れリスクなどの懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

外食業界におきましては、円安に伴う原材料価格やエネルギーコストの上昇、人手不足による人件費の高騰や人員確保リスクの増大に加え、業種を超えた企業間競争も加速しており、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況下で当社グループにおきましては、客単価5,000円前後の「天地旬鮮 八吉」等の和食居酒屋業態を中心に、主として東京都内のビジネス街に店舗展開を進めており、同業他社とは一線を画した営業戦略で差別化を図っております。当連結会計年度には、来期以降の業績向上を見据え、基盤となる既存店の収益を強化すべく、オープン後10年近く経過した店舗を中心に、5店舗の大規模修繕や3店舗の業態変更等を実施いたしました。当連結会計年度に一時的に費用が増大しましたが、大規模修繕や業態変更を実施した店舗は、いずれも実施前より業績を向上させております。その他、再開発に伴う定期借家契約満了後の再契約拒否により1店舗を閉店し、当連結会計年度末の店舗数は、79店舗となっております。

今後も優良物件にこだわり無理なく規模を拡大しながら、当社の特長である漁港で鮮魚を買付けることのできる権利、すなわち買参権をさらに活かすべく、特に既存店を質的、人的両面ともにさらに充実したものにするために戦略的な営業、人員の活用を引き続き実施していく所存であります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は96億45百万円（前連結会計年度比0.6%増）、営業利益3億30百万円（同26.4%減）、経常利益4億42百万円（同31.6%減）、当期純利益2億20百万円（同27.8%減）となりました。

② 業態別概況

業態別収益状況は次のとおりであります。

業態別	第19期 (平成25年2月期)		第20期 (平成26年2月期)		第21期 (平成27年2月期)		第22期 (平成28年2月期)	
	売上高	百分比	売上高	百分比	売上高	百分比	売上高	百分比
飲食事業	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
天地旬鮮八	9,720	96.8	8,923	95.8	9,134	95.3	9,113	94.5
のど黒屋	427	4.3	590	6.3	745	7.8	800	8.3
黒き	531	5.3	481	5.2	424	4.4	423	4.4
その他店	3,084	30.7	2,649	28.5	2,790	29.1	2,797	29.0
商品卸売事業	278	2.8	346	3.7	403	4.2	486	5.0
その他事業	44	0.4	45	0.5	47	0.5	44	0.5
ライセンス販	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0
その他	41	0.4	42	0.5	44	0.5	41	0.5
合計	10,043	100.0	9,315	100.0	9,585	100.0	9,645	100.0

a. 飲食事業

飲食事業におきまして、既存店の強化に注力した結果、当連結会計年度に新規出店した店舗はございません。

その他、当連結会計年度における大規模修繕によるリニューアルオープンは5店舗、業態変更は3店舗、退店は1店舗となります。

既存店につきましては、「天地旬鮮 八吉」や「のど黒屋」等の和食居酒屋業態を中心に概ね好調に推移いたしました。

b. 商品卸売事業

当社の保有する買参権で仕入れた鮮魚や売買参加権で仕入れた青果物等及び当社PB商品の卸売りをを行っている商品卸売事業におきましては、新規取引先の開拓が進み増収増益となりました。

c. その他事業

その他事業におきましては、新規受注は行わずに飲食事業に注力した結果、前連結会計年度並となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、295百万円であります。その主なものは、大規模修繕5店舗と業態変更3店舗に伴う設備投資であります。

④ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

当社は、取引金融機関1行との当座貸越契約を締結し、借入枠5億円を設定しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特にありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

特にありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特にありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特にありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団

区 分	第19期 (平成25年２月期)	第20期 (平成26年２月期)	第21期 (平成27年２月期)	第22期 (平成28年２月期)
売 上 高(千円)	10,043,682	9,315,610	9,585,461	9,645,191
経 常 利 益(千円)	1,078,906	543,434	646,721	442,233
当 期 純 利 益(千円)	510,400	173,782	305,812	220,717
１株当たり当期純利益(円)	59.68	20.26	32.02	23.11
総 資 産(千円)	6,412,709	6,128,276	6,307,746	6,020,724
純 資 産(千円)	4,728,794	4,747,656	4,942,799	5,082,673
１株当たり純資産額(円)	552.77	497.43	515.21	526.32

(注) １． １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

２． １株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

② 当社

区 分	第19期 (平成25年２月期)	第20期 (平成26年２月期)	第21期 (平成27年２月期)	第22期 (平成28年２月期)
売 上 高(千円)	7,207,004	6,796,139	7,021,096	7,020,881
経 常 利 益(千円)	841,898	307,529	410,541	271,008
当 期 純 利 益(千円)	493,813	59,033	205,911	138,971
１株当たり当期純利益(円)	57.74	6.88	21.56	14.55
総 資 産(千円)	5,875,828	5,493,424	5,456,974	5,212,693
純 資 産(千円)	4,409,974	4,314,088	4,409,329	4,467,457
１株当たり純資産額(円)	515.50	452.01	459.34	461.89

(注) １． １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

２． １株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株 式 会 社 エムアイフードシステム	10,000	100.0	飲食店経営
株 式 会 社 ジェイエフピー	20,000	100.0	飲食店経営
株 式 会 社 柚 屋	20,000	100.0	青果物等の卸売販売
株 式 会 社 デ イ ・ マ ッ ク ス	40,000	100.0	飲食店経営

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する居酒屋業界は、参入障壁が比較的低いこともあり新規参入が多い半面、退出も多く新陳代謝が激しいのが現状であります。近年では、台頭目覚ましい新興勢力のチェーン店の拡大により、既存の大手フランチャイズ・チェーンや従来の一杯飲み屋型の居酒屋との競争が激化しております。

こうした中で当社グループは、「本物の食文化の提供」という企業理念のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に顕在化させ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでいく方針であります。

① 競争力について

当社グループは、競争激化に伴う低価格化に対しましては、買参権をフルに活用した比較優位の食材を最大限に生かし、競争力を強化する方針であります。今後も商品力、サービス力を訴求しながら高価格帯の業態を開発し、他社との差別化を促進しながら、収益の持続的拡大に繋げる方針であります。

② 出店について

当社グループは、従来どおり「天地旬鮮 八吉」等を中心とする和食居酒屋業態の出店を加速させることで収益力を強化拡充する方針であります。

当連結会計年度においては、新規出店は行わず既存店を強化すべく、5店舗の「天地旬鮮 八吉」をリニューアルオープンした他、「うさみ

や」銀座数寄屋橋店、「銀の月」銀座数寄屋橋店、「六角」名古屋名駅店の3店舗を「八吉酒場」、「鳥彩」、「天地旬鮮 八吉」へ業態変更しております。

今後も、買参権を最大限活用した質の良い鮮魚を基幹メニューに据えた「天地旬鮮 八吉」等の和食居酒屋業態や周辺環境に適した業態を、物件を厳選し積極的に出店することにより、さらなる顧客を獲得し、リピート客を増やし収益力の増加に繋げていく所存であります。

③ 人材の確保と有効活用について

当社グループは、接客サービスに優れた人材を積極的に採用し、ビジネスチャンスを着実に収益成長に繋げる方針であります。採用に際しましては、綿密な人員計画の策定、パート・アルバイトなど柔軟な雇用形態の利用等に取り組んでおります。引き続き店舗の増加、企業規模の拡大に伴う人件費の増加が収益を圧迫する度合いをできるだけ少なくしていく方針であります。

④ 内部統制の強化について

当社グループは、平成28年2月29日現在で取締役4名、監査役3名並びに社員201名の合計208名となっており、内部統制組織もこの規模に合ったものとなっております。

当社グループは、平成18年9月並びに平成20年3月にそれぞれM&Aによりグループ子会社が増加しております。各グループ子会社の役員は当社役員が兼務し、グループ一元管理体制をとることが当社グループの内部統制強化のためには適切であると考え、当該体制を実施しております。

⑤ 事業基盤について

当社グループは、経営管理体制の向上や財務体質の強化に注力し、事業基盤の安定と充実を図り、さらなる業容の拡大と飛躍に繋げる必要があると考えております。

(5) 主要な事業内容(平成28年2月29日現在)

- ① 飲食店の経営
- ② 商品卸売り
- ③ 不動産賃貸

(6) 主要な営業所(平成28年2月29日現在)

株式会社 一六堂 連結グループ

本 社 東京都中央区

営 業 所 新潟県糸魚川市・島根県浜田市
東京都大田区

店 舗 東京都72店舗(天地旬鮮 八吉28店舗、のど黒屋6店舗、 その他38
店舗)

埼玉県1店舗(天地旬鮮 八吉1店舗)

神奈川県2店舗(天地旬鮮 八吉2店舗)

愛知県4店舗(天地旬鮮 八吉2店舗、のど黒屋1店舗、 その他1
店舗)

株式会社 エムアイフードシステム

本 社 東京都中央区

店 舗 連結グループに含めて記載。

株式会社 ジェイエフピー

本 社 東京都中央区

店 舗 連結グループに含めて記載。

株式会社 デイ・マックス

本 社 東京都中央区

店 舗 連結グループに含めて記載。

株式会社 柚屋

本 社 東京都中央区

営 業 所 東京都大田区

(7) 使用人の状況(平成28年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
201名	10名減	37.81歳	5.68年

(注) 上記の他、当連結会計年度末現在におけるパート・アルバイト従業員の年間平均人員数は、1,179名です。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
201名	10名減	37.81歳	5.68年

(注) 上記の他、当事業年度末現在におけるパート・アルバイト従業員の年間平均人員数は、839名です。

(8) 主要な借入先の状況(平成28年2月29日現在)

該当事項はありません。

なお、当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入枠5億円の当座貸越契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 31,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,550,000株
(うち自己株式500株)
- ③ 株主数 3,109名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
柚 原 洋 一	4,185,300株	43.83%
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	448,000	4.69
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	428,000	4.48
城 野 親 徳	249,000	2.61
株 式 会 社 S B I 証 券	222,700	2.33
一 六 堂 社 員 持 株 会	170,500	1.79
藤 田 宗 巳	133,200	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	118,600	1.24
林 明 良	115,700	1.21
大 熊 崇	96,500	1.01

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年2月29日現在）

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	平成26年5月29日	平成27年6月25日
新株予約権の数	498個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 49,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	平成29年6月14日から 平成34年6月13日まで	平成30年7月11日から 平成35年7月10日まで
行使の条件	(注) 1, 3, 4, 5	(注) 2, 3, 4, 5
取締役の保有状況(社外取締役を除く)	新株予約権の数 498個 目的となる株式数 49,800株 保有者数 3人	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1人

(注) 1. 新株予約権者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又はすべてを行使することができる。

- (1) 平成29年6月14日から平成30年6月13日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
 - (2) 平成30年6月14日から平成34年6月13日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又はすべてを行使することができる。
- (1) 平成30年7月11日から平成31年7月10日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
 - (2) 平成31年7月11日から平成35年7月10日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。
3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
4. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
5. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定められている。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第6回新株予約権
発行決議日	平成27年6月25日
新株予約権の数	546個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 54,600株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	平成30年7月11日から 平成35年7月10日まで
行使の条件	(注)
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 546個 目的となる株式数 54,600株 交付者数 37人

(注) 1. 新株予約権者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又はすべてを行使することができる。

- (1) 平成30年7月11日から平成31年7月10日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
 - (2) 平成31年7月11日から平成35年7月10日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 4. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定められている。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 社 長	柚 原 洋 一	
常 務 取 締 役	横 山 幸 一	人 事 総 務 部 長
取 締 役	大 木 貞 宏	管理本部長兼財務経理部長
取 締 役	浅 田 幸 助	営業本部長兼店舗開発部長
常 勤 監 査 役	大 森 康 生	
監 査 役	寺 澤 正 孝	
監 査 役	高 崎 満	

(注) 1. 常勤監査役大森康生氏、監査役寺澤正孝氏及び高崎満氏は、社外監査役であります。

2. 当社は、常勤監査役の大森康生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

(平成28年2月29日現在)

氏 名	兼職先	兼職内容
柚 原 洋 一	株 式 会 社 エ ム アイ フード システム	代 表 取 締 役
	株 式 会 社 ジ ェ イ エ フ ピ ー	代 表 取 締 役
	株 式 会 社 柚 屋	取 締 役
	株式会社デイ・マックス	代 表 取 締 役
横 山 幸 一	株 式 会 社 エ ム アイ フード システム	取 締 役
	株 式 会 社 ジ ェ イ エ フ ピ ー	取 締 役
	株 式 会 社 柚 屋	取 締 役
	株式会社デイ・マックス	取 締 役
浅 田 幸 助	株 式 会 社 エ ム アイ フード システム	取 締 役
	株 式 会 社 ジ ェ イ エ フ ピ ー	取 締 役
	株 式 会 社 柚 屋	取 締 役
	株式会社デイ・マックス	取 締 役
大 森 康 生	株 式 会 社 エ ム アイ フード システム	監 査 役
	株 式 会 社 ジ ェ イ エ フ ピ ー	監 査 役
	株 式 会 社 柚 屋	監 査 役
	株式会社デイ・マックス	監 査 役

(注)株式会社エムアイフードシステム、株式会社ジェイエフピー、株式会社柚屋、株式会社デイ・マックスは、当社の連結子会社であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	4名	138,112千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計	7名	150,112千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年11月21日開催の第8回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成26年5月29日開催の第20回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額として年額50,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年11月21日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等のうち、取締役の報酬等の額には、新株予約権の費用計上額6,112千円が含まれております。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は、取締役4名及び監査役3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等との重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当ありません。

- b. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役大森康生氏は、株式会社エムアイフードシステム、株式会社ジェイエフビー、株式会社柚屋及び株式会社デイ・マックスの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社エムアイフードシステム、株式会社柚屋及び株式会社デイ・マックスとの間に商品販売等の取引関係があります。株式会社ジェイエフビーとの間には特別の関係はありません。なお、4社とも当社の100%子会社であります。

- c. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんが、平成28年3月15日開催の取締役会にて、第22回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。よって、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

d. 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席状況及び発言状況
監査役 大 森 康 生	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに、また、監査役会18回のうち18回全てに出席し、必要に応じて長年金融機関で培った経験を活かした会計全般や内部統制等についての発言を行っております。
監査役 寺 澤 正 孝	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに、また、監査役会18回のうち18回全てに出席し、必要に応じて主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。
監査役 高 崎 満	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、監査役会18回のうち17回に出席し、必要に応じて経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、経営の監視や適切な助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、平成28年5月27日開催予定の第22回定時株主総会で、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしますことをご承認いただきました後に、本方針について見直しを行います。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は本定時株主総会終結後、監査等委員会設置会社に移行する予定であるため、それに合わせて本体制を変更する予定であります。以下は変更前の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動することを徹底しております。

- ・取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告しております。

- ・コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス規程」を制定し、かつコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めております。

- ・法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正すること等を目的として「企業倫理ヘルプライン規程」を定め、社内外への通報システムの充実を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・当社は、株主総会、取締役会等重要な会議における意思決定の記録、「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等を「文書管理規程」等の社内規程に基づき整理、保存しております。

- ・情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に基づき実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役は、取締役管理本部長をリスクマネジメントに関する統括責任者として任命し、各部門担当取締役とともに、部門ごとのリスクを体系的に管理するため、必要なリスクマネジメントに関する規程を制定しております。

・全社的なリスクを統括する部門は管理本部とし、各部門においては関連規程に基づいて部門ごとのリスクマネジメント体制を確立しております。また、監査役及び内部監査室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の礎としましては、各取締役がそれぞれの職務執行の効率性についても監督しており、問題点や留意点がある場合、月1回定時開催される取締役会にて報告されております。その他、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

・取締役が適正かつ効率的に職務を執行できるように、「組織規程」、「職務権限規程」等社内規程の実行状況の確認を常時行い、現状最善なものへの改訂を取締役会にて随時行っております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部が窓口となり、経営管理を行っており、随時、管理の進捗状況を取締役会において報告しております。

・監査役は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人と連携をとっております。

・関係会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施しております。また、内部監査室は、関係会社に対する内部監査を実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項

・監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、「監査役監査基準」に基づき取締役会と協議のうえ、監査を補助すべき使用人を指名することができることとなっております。

⑦ 前記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・前記監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の補助をしている期間、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、独立性を確保しております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務執行の状況等を報告する体制となっております。

- ・監査役が必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席し、取締役や従業員に対して報告を求め、必要書類の開示を閲覧することができる体制となっております。

- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告することとなっております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上重要な事実について意見交換を行っております。

- ・監査役は、内部監査室、会計監査人と相互に連携し、意見交換、情報交換、それぞれの監査結果の報告等を実施し、監査の実効性確保を図っております。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・「コンプライアンス規程」に定める行動規範の中で、「市民社会の秩序や安全及び企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を定めており、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。また、外部専門機関などから関連情報を収集するとともに、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除する体制をとっております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス規程において、コンプライアンスの体制の基礎となる「行動規範」を定め、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、管理本部が主管部署として、当社ならびにその子会社の役員に周知徹底を行ってまいりました。

- ② 内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせるとともに、コンプライアンスの統括部署として、管理本部にその機能をもたせ、年間監査計画に基づき、子会社を含めた全部署の監査を実施いたしました。
- ③ 監査役は、必要に応じて内部監査室に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。
- ④ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス担当役員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告することとしておりますが、当事業年度における当該報告はなかったことを確認しております。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する問題については、「企業倫理ヘルプライン規程」にて、社内と社外に通報窓口を設け運用してまいりましたが、当事業年度において、当該問題を理由とする報告は認められませんでした。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、配当性向30%を目途に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。今後も各事業年度の業績、財務状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案して、剰余金の配当を実施してまいります。

内部留保資金につきましては新規出店に係る設備投資を中心に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当5円とし、すでに、平成27年11月2日に実施済みの中間配当金1株当たり5円とあわせまして、年間配当金は1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(平成28年 2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,257,907	流 動 負 債	659,398
現 金 及 び 預 金	1,485,587	買 掛 金	173,945
売 掛 金	254,543	未 払 金	290,241
た な 卸 資 産	287,496	未 払 法 人 税 等	44,801
繰 延 税 金 資 産	18,073	資 産 除 去 債 務	6,151
そ の 他	212,204	そ の 他	144,258
固 定 資 産	3,762,817	固 定 負 債	278,652
有 形 固 定 資 産	2,079,921	長 期 前 受 収 益	543
建 物	1,191,953	資 産 除 去 債 務	264,369
工 具、器 具 及 び 備 品	140,170	そ の 他	13,739
土 地	741,130	負 債 合 計	938,050
そ の 他	6,666	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	7,917	株 主 資 本	5,026,076
そ の 他	7,917	資 本 金	1,165,521
投 資 そ の 他 の 資 産	1,674,978	資 本 剰 余 金	1,220,511
繰 延 税 金 資 産	43,005	利 益 剰 余 金	2,640,488
敷 金 及 び 保 証 金	1,587,910	自 己 株 式	△444
そ の 他	59,115	新 株 予 約 権	56,597
貸 倒 引 当 金	△15,054	純 資 産 合 計	5,082,673
資 産 合 計	6,020,724	負 債 純 資 産 合 計	6,020,724

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,645,191
売 上 原 価		2,908,616
売 上 総 利 益		6,736,575
販売費及び一般管理費		6,406,232
営 業 利 益		330,342
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	111	
受 取 配 当 金	47	
協 賛 金 収 入	105,702	
受 取 補 償 金	3,096	
そ の 他	14,000	122,959
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	6,529	
支 払 補 償 費	2,912	
そ の 他	1,626	11,068
経 常 利 益		442,233
特 別 利 益		
解 約 補 償 金	11,603	11,603
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	22,410	
減 損 損 失	38,032	60,442
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		393,394
法人税、住民税及び事業税	160,504	
法 人 税 等 調 整 額	12,172	172,676
少数株主損益調整前当期純利益		220,717
当 期 純 利 益		220,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当期首残高	1,165,521	1,220,511	2,534,365	△444	4,919,953	22,845	4,942,799
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△114,594	—	△114,594	—	△114,594
当期純利益	—	—	220,717	—	220,717	—	220,717
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	33,751	33,751
当期変動額合計	—	—	106,123	—	106,123	33,751	139,874
当期末残高	1,165,521	1,220,511	2,640,488	△444	5,026,076	56,597	5,082,673

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 株式会社エムアイフードシステム
株式会社ジェイエフビー
株式会社デイ・マックス
株式会社柚屋

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・店舗在庫 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。
- ・倉庫在庫 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
工具、器具及び備品	2～20年
その他	2～10年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)に基づくものであります。

ハ. リース資産

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,464,036 千円

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額

500,000 千円

借入実行残高

—

差引額

500,000 千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	9,550,000株	一株	一株	9,550,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金の支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年4月10日 取締役会	普通株式	66,846	7	平成27年 2月28日	平成27年 5月29日
平成27年10月14日 取締役会	普通株式	47,747	5	平成27年 8月31日	平成27年 11月2日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年4月11日 取締役会	普通株式	47,747	5	平成28年 2月29日	平成28年 5月30日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により必要な資金を調達しており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに期日及び残高を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係る差入保証金であり、差入の相手先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に相手先の信用判定を行うとともに（契約更新時その他）適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、原則として翌月末の支払期日であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1, 485, 587	1, 485, 587	－
(2) 売掛金	254, 543	254, 543	－
(3) 敷金及び保証金	1, 587, 910	1, 593, 109	5, 198
資産計	3, 328, 042	3, 333, 240	5, 198
(1) 買掛金	173, 945	173, 945	－
(2) 未払金	290, 241	290, 241	－
(3) 未払法人税等	44, 801	44, 801	－
負債計	508, 988	508, 988	－

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を無リスクの利子率で割り引いて算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	526円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	23円11銭

貸 借 対 照 表

(平成28年 2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,680,432	流 動 負 債	545,536
現 金 及 び 預 金	1,044,333	買 掛 金	143,438
売 掛 金	170,861	未 払 金	244,530
商 品	250,673	未 払 費 用	31,583
前 払 費 用	113,820	未 払 法 人 税 等	28,089
繰 延 税 金 資 産	14,472	未 払 消 費 税 等	45,761
そ の 他	86,270	預 り 金	31,334
固 定 資 産	3,532,260	前 受 収 益	11,732
有 形 固 定 資 産	1,691,700	資 産 除 去 債 務	6,151
建 物	871,620	そ の 他	2,914
機 械 及 び 装 置	828	固 定 負 債	199,698
車 両 運 搬 具	2,183	長 期 前 受 収 益	314
工具、器具及び備品	75,938	長 期 預 り 保 証 金	13,739
土 地	741,130	資 産 除 去 債 務	185,643
無 形 固 定 資 産	4,947	負 債 合 計	745,235
商 標 権	1,491	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,166	株 主 資 本	4,410,860
そ の 他	1,290	資 本 金	1,165,521
投 資 そ の 他 の 資 産	1,835,611	資 本 剰 余 金	1,220,511
関 係 会 社 株 式	634,163	資 本 準 備 金	1,220,511
出 資 金	3,505	利 益 剰 余 金	2,025,273
長 期 前 払 費 用	16,975	利 益 準 備 金	370
繰 延 税 金 資 産	31,017	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,024,903
敷 金 及 び 保 証 金	1,142,111	繰 越 利 益 剰 余 金	2,024,903
そ の 他	7,838	自 己 株 式	△444
資 産 合 計	5,212,693	新 株 予 約 権	56,597
		純 資 産 合 計	4,467,457
		負 債 純 資 産 合 計	5,212,693

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 3 月 1 日から
平成28年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,020,881
売 上 原 価		2,069,313
売 上 総 利 益		4,951,567
販売費及び一般管理費		4,766,546
営 業 利 益		185,020
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	97	
受 取 配 当 金	47	
協 賛 金 収 入	76,508	
受 取 補 償 金	3,096	
そ の 他	16,435	96,185
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	6,529	
支 払 補 償 費	2,912	
そ の 他	755	10,197
経 常 利 益		271,008
特 別 利 益		
解 約 補 償 金	11,603	11,603
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,524	
減 損 損 失	27,586	32,110
税 引 前 当 期 純 利 益		250,500
法人税、住民税及び事業税	113,443	
法 人 税 等 調 整 額	△1,914	111,529
当 期 純 利 益		138,971

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金	利 益 剰 余 金	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	1,165,521	1,220,511	370	2,000,525	2,000,895	△444	4,386,483
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△114,594	△114,594	－	△114,594
当 期 純 利 益	－	－	－	138,971	138,971	－	138,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 （ 純 額 ）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	24,377	24,377	－	24,377
当 期 末 残 高	1,165,521	1,220,511	370	2,024,903	2,025,273	△444	4,410,860

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	22,845	4,409,329
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	－	△114,594
当 期 純 利 益	－	138,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	33,751	33,751
当 期 変 動 額 合 計	33,751	58,128
当 期 末 残 高	56,597	4,467,457

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び貯蔵品
店舗在庫 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。
倉庫在庫 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～38年

機械及び装置 7～10年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間(5年)に基づくものであります。

③ リース資産

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,337,436	千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権	54,862	千円
短期金銭債務	15,350	千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000	千円
借入実行残高	—	
差引額	500,000	千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	117,265	千円
仕入高	126,762	千円
営業取引以外の取引高	6,161	千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	500株	一株	一株	500株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,461	千円
未払事業所税	3,903	千円
未払費用	4,688	千円
減価償却超過額	4,616	千円
減損損失	28,632	千円
前受収益	2,497	千円
資産除去債務	62,026	千円
新株予約権	18,303	千円
その他	1,332	千円

繰延税金資産小計	129,461	千円
----------	---------	----

評価性引当額	△62,026	千円
--------	---------	----

繰延税金資産合計	67,435	千円
----------	--------	----

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△21,944	千円
-----------------	---------	----

繰延税金負債合計	△21,944	千円
----------	---------	----

繰延税金資産の純額	45,490	千円
-----------	--------	----

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6	%
--------	------	---

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	%
--------------------	-----	---

住民税均等割	5.4	%
--------	-----	---

評価性引当額	△0.5	%
--------	------	---

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	%
----------------------	-----	---

その他	0.2	%
-----	-----	---

税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5	%
-------------------	------	---

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.6%から33.1%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.6%から32.3%になります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

(4) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されました。また、「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）及び「東京都都税条例の一部を改正する条例」（平成28年東京都条例第79号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.6%になります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属 性	会 社 名 等 氏 名	資本金 又は出 資 金 (千円)	事 業 又 は 職 業 の 容 量	議決権等 の 所 有 (被所有 割合)(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 の 関 係 上 係				
子会社	株式会社 エフ・アイ エム・デ イ・マッ ス	10,000	飲食業	所有・ 直接 100.0	4名	鮮魚等卸 り・役員 の兼任	商品の販 売(注)	59,912	売 掛 金	4,807
	株式会社 ディ・マッ ス	40,000	飲食業	所有・ 直接 100.0	4名	鮮魚等卸 り・役員 の兼任	商品の販 売(注)	57,353	売 掛 金	4,538
	株式会 社 屋 柚	20,000	青果物等 の卸売販売	所有・ 直接 100.0	4名	青果物等 の供給・ 役員 の兼任	商品の仕 入(注)	126,762	買 掛 金	10,755

(注)商品の販売・仕入取引における取引条件ないし取引の決定については、一般取引と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 461円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円55銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 4 月 8 日

株式会社 一 六 堂

取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 加 藤 博 久 ㊞

公認会計士 森 田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社一六堂の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一六堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 4 月 8 日

株式会社 一 六 堂

取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任

社員

業務執行社員

指定有限責任

社員

業務執行社員

公認会計士

加 藤 博 久 ㊞

公認会計士

森 田 健 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一六堂の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽記載のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月12日

株 式 会 社	一 六 堂	監 査 役 会
社 外	大 森	康 生 ⑩
社 外	寺 澤	正 孝 ⑩
社 外	高 崎	満 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう規定の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。
なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第17条 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)	第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は、株主総会の決議により選任する。	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議により選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
3 (条文省略) (任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3 (現行どおり) (任 期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。 2 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の招集及び議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略) (新 設) (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の招集及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第23条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第26条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (補欠監査役の予選の効力) 第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 (任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。 (監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会規程) 第27条 (現行どおり) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(報酬等)</u> 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> <u>(監査役会規程)</u> 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) (削 除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第28条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u> 2 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 6 章 会計監査人 (選任及び任期) 第36条 (条文省略) (報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第38条～第41条 (条文省略) (新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第29条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令 又は本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程によ る。</u> 第 6 章 会計監査人 (選任及び任期) 第30条 (現行どおり) (報酬等) 第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定め る。 第 7 章 計 算 第32条～第35条 (現行どおり) 附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過処置)</u> <u>当会社は、第22回定時株主総会終結前の行為 に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責 任を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数(株)
1	ゆはら よういち 柚原 洋一 (昭和42年1月20日生)	平成7年1月 当社設立 代表取締役（現任） 平成18年9月 株式会社エムアイフード システム代表取締役 （現任） 平成18年9月 株式会社ジェイエフピー 代表取締役（現任） 平成18年9月 株式会社柚屋取締役 （現任） 平成20年3月 株式会社デイ・マックス 代表取締役（現任）	4,185,300
2	よこやま こういち 横山 幸一 (昭和40年5月20日生)	平成12年5月 当社入社 平成12年10月 当社取締役 平成14年8月 当社監査役 平成15年11月 当社取締役 当社人事総務部長 （現任） 平成18年9月 株式会社エムアイフード システム取締役（現任） 平成18年9月 株式会社ジェイエフピー 取締役（現任） 平成20年10月 株式会社柚屋取締役 （現任） 平成24年2月 株式会社デイ・マックス 取締役（現任） 平成26年6月 当社常務取締役（現任）	20,200
3	おおき さだひろ 大木 貞宏 (昭和41年12月3日生)	平成7年1月 当社取締役 平成13年10月 当社監査役 平成14年8月 当社取締役（現任） 平成15年9月 当社管理本部長 平成24年3月 当社管理本部長兼財務経 理部長（現任）	49,600

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数(株)
4	あさだ こうすけ 浅田 幸助 (昭和43年6月29日生)	平成17年9月 当社入社 平成17年11月 当社取締役(現任) 平成18年9月 株式会社柚屋取締役 (現任) 平成19年9月 当社店舗開発部長 平成24年2月 株式会社エムアイフード システム取締役(現任) 平成24年2月 株式会社ジェイエフピー 取締役(現任) 平成24年2月 株式会社デイ・マックス 取締役(現任) 平成24年3月 当社営業本部長兼店舗開 発部長(現任)	25,800

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	おおもり やすお 大森 康生 (昭和29年3月2日生)	昭和51年4月 江戸川信用金庫(現 朝日信用金庫) 入庫 平成8年11月 同社営業推進部部長 平成12年6月 同社役員 常勤理事 平成19年3月 朝日信用金庫 人事部審議役 平成25年5月 当社常勤監査役(現任) 株式会社エムアイフードシステム監査役(現任) 株式会社ジェイエフピー監査役(現任) 株式会社柚屋 監査役(現任) 株式会社デイ・マックス監査役(現任)	3,700
2	てらさわ まさたか 寺澤 正孝 (昭和24年4月5日生)	昭和54年4月 第一東京弁護士会 弁護士登録 平成13年6月 株式会社大谷工業 監査役 平成15年11月 当社監査役(現任) 平成16年6月 株式会社テーオーシー 監査役	34,100
3	たかさき みつる 高崎 満 (昭和19年1月2日生)	昭和42年3月 株式会社西友ストア入社 昭和62年3月 株式会社西友 取締役百貨店事業部長 平成元年3月 同社取締役旅行事業部長 平成4年1月 株式会社パンフィックスアーシステムズ 常務取締役 平成9年9月 同社代表取締役社長 平成23年5月 当社監査役(現任)	3,900

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大森康生氏、寺澤正孝氏及び高崎満氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 大森康生氏を社外取締役候補者とした理由は、長年金融機関で培った豊富な経験と知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
- (2) 寺澤正孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待したためであります。
- (3) 高崎満氏を社外取締役候補者とした理由は、長年小売業で培った豊富な知識・経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
3. 当社は、大森康生氏、寺澤正孝氏及び高崎満氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、本議案が承認された場合には、上記3氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、大森康生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、寺澤正孝氏及び高崎満氏が選任された場合には、両氏も独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。また、本議案による選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数(株)
たかの つとむ 高野 力 (昭和17年3月2日生)	昭和40年4月 税理士小田切寛事務所入所 昭和44年3月 税理士登録 昭和44年6月 税理士高野力事務所設立 所長(現任)	8,000

- (注) 1. 当社は、高野力氏との間に、税理顧問業務に関する取引関係があります。
2. 高野力氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 高野力氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、税理士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、その幅広い見識を経営に反映させていただくことを期待したためであります。
4. 高野力氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成14年11月21日開催の第8回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、第5号議案をご承認いただきました場合、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となりますが、かかる報酬枠とは別枠にて、年額50,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割当てることにつきご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入する理由

取締役の業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない

新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後3年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを権利行使できないものとする。

③その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

メ 毛

[illegible]

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

A P 東京八重洲通り

